

※第2号（3歳以上児）、または、第3号（0歳児から2歳児までの児童で非課税世帯の児童）の認定を受けるためには、保護者等が次のいずれかに該当する必要があります。

＜ 保育の必要性の認定にかかる基準・提出書類等 ＞

事 由		内 容	提出書類	認定期間	証明者 または 申立者
就 労	居宅外労働	居宅外で労働することを常態（月60時間以上）としている場合	就労証明書	最長で小学校就学前まで	事業主
	(内職等) 居宅内労働	昼間に居宅内で当該児童と離れて日時の家事以外の労働をすることを常態（月60時間以上）としている場合	〃	最長で小学校就学前まで	発注している業者
自 営 業	経営者	労働することを常態（月60時間以上）としている場合	就労証明書	最長で小学校就学前まで	本 人
	経営者以外	労働することを常態（月60時間以上）としている場合	〃	最長で小学校就学前まで	事業主
農 業		労働することを常態（月60時間以上）としている場合	農業従事申立書	最長で小学校就学前まで	本 人
求 職 活 動		保護者等が求職活動中の場合	求職申告書（ハローワークカードの写し等を添付）	認定開始後90日後の月末まで	本 人
妊 娠 ・ 出 産		母親が妊娠中又は出産後で産前産後8週以内である場合	出産申告書（母子健康手帳の表紙及び出産日予定日が記載されたページの写しを添付）	出産予定日の8週前の月初めから8週後の月末まで	本 人
就 学		保護者等が大学・職業訓練校等に在籍している場合	入学日から修了日までの期間の分かる書類の写し	修了日の月末まで	就学先
障 が い		保護者が精神又は身体等に障害を有している場合	疾病等状況申立書（手帳等の写しを添付）	最長で小学校就学前まで	本 人
親 族 の 看 護 ・ 介 護		同居の親族（長期間入院を含む）を常時介護していること	介護・看護状況申告書（介護認定書等の写しを添付）	看護・介護の必要がなくなるまで	本 人
疾 病 ・ 負 傷		保護者が疾病又は負傷している場合	疾病等状況申立書（診断書等の写しを添付）	療養の必要がなくなるまで	本 人
災 害		震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている場合	罹災証明書	災害復旧が終了するまで	消防署

※認可外保育施設のみを希望して入所される方については、「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」の提出が必要です。

証明書類等は各施設に配布しておりますので、各施設から必要な書類を受け取り、必要事項を記入のうえ、申請書と併せて提出してください。